

# 令和 6 年 度 試 算 用(簡易計算表)

医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の合計額が国民健康保険料になります。

※あくまで令和5年度の試算条件(料率等)を基本としています。

## 【試算の条件】

国民健康保険に加入される人	人	
国民健康保険に加入される人のうち40歳～65歳未満の人	人	
国民健康保険に加入される未就学児	人	6歳に達する日以後の3月31日までです。
会社都合退職による軽減の該当の有無 ※1 会社都合退職による軽減は届出が必要です。 雇用保険受給資格者証の離職理由の番号を確認してください。 (離職理由コード:11, 12, 21, 22, 23, 31, 32, 33, 34)	有 ・ 無	離職時に65歳以上は対象外です。

【表1】

1人あたりの  
控除額

所得	控除額	小計	控除額合計	うち介護納付金分
1円以上43万円未満	所得金額			※2
43万円以上	43万円			

※2 介護納付金分の対象者は、40歳以上65歳未満の被保険者です。

医療給付費分	所得割額	被保険者の令和5年中 岐阜市独自方式の所得	円 × 9.29 %	円
	均等割額	1人につき (未就学児除く)	28,320円 × 人	
		未就学児	14,160円 × 人	円
	平等割額	1世帯につき	29,760円	
合 計	合計額が65万円以上のときは、最高限度額の65万円になります			①(10円未満切捨) 円
後期高齢者支援金分	所得割額	被保険者の令和5年中 岐阜市独自方式の所得	円 × 2.88 %	円
	均等割額	1人につき (未就学児除く)	9,000円 × 人	
		未就学児	4,500円 × 人	円
	平等割額	1世帯につき	9,480円	
合 計	合計額が24万円以上のときは、最高限度額の24万円になります			②(10円未満切捨) 円
介護納付金分※2	所得割額	被保険者の令和5年中 岐阜市独自方式の所得	円 × 1.80 %	円
	均等割額	1人につき	8,040円 × 人	円
	平等割額	1世帯につき	6,360円	円
	合 計	合計額が17万円以上のときは、最高限度額の17万円になります		
医療給付費分① + 後期高齢者支援金分② + 介護納付金分③ =				円

## 1 世帯総所得について

世帯総所得とは、世帯の被保険者全員の「総所得金額等」を合計した金額です。「総所得金額等」には、給与所得、雑所得、事業所得、不動産所得などが含まれます。

- ① 給与の場合は、「給与所得控除後の金額」（給与収入－給与所得控除額）が所得です。
  - ② 年金の場合は、「公的年金等の雑所得」（公的年金等収入額－公的年金等控除額）が所得です。
  - ③ 課税対象でない年金（遺族年金、障害年金など）や退職所得は含みません。ただし、退職金を年金という形で受け取る場合は雑所得に含まれます。
  - ④ 各種所得控除（扶養・配偶者・医療費・社会保険料控除など）や雑損失の繰り越し控除の適用はありません。
  - ⑤ 分離課税される譲渡所得や配当所得も含まれます。土地・建物などにかかる譲渡所得について特別控除の適用がある場合は、控除後の金額が所得になります。
- ※ 租税条約の適用を受けている場合でも、所得そのものが保険料の算定基礎となります。

## 2 株式等の譲渡所得の取り扱いについて

特定口座（源泉徴収あり）に保管する上場株式等の譲渡所得及び配当所得については、原則として総所得金額等に含めず、国民健康保険料の所得割の算定基礎にも含まれません。

ただし、確定申告や住民税の申告をした場合は、国民健康保険料の算定基礎に含まれます。そのため、所得税や住民税を損益通算したり税額控除したりできても、国民健康保険料の賦課額が税額の還付額を上回る場合があります。また、70歳以上の人は、医療費の自己負担割合の判定所得に含まれるため、医療費についても増額となる場合があります。

特定口座（源泉徴収あり）の株式等の所得を申告するかしないかは、総合的に判断してください。

## 3 所得に応じた軽減制度について

前年中の被保険者の世帯総所得が以下の基準額に該当する世帯について均等割額と平等割額を軽減します。

前年中の被保険者の世帯総所得（基準額）	軽減割合
43万円＋（給与所得者等 <sup>※1</sup> の数－1）×10万円 以下	7割軽減
43万円＋（給与所得者等 <sup>※1</sup> の数－1）×10万円 ＋（29.5千円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数） 以下	5割軽減
43万円＋（給与所得者等 <sup>※1</sup> の数－1）×10万円 ＋（54.5万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数） 以下	2割軽減

※1 給与所得者等とは、次の者です。

被保険者、擬制世帯主、国民健康保険の被保険者から後期高齢医療の被保険者に移行した者（特定同一世帯所属者）の中で、一定額（55万円）を超える給与収入を有する者、または一定額（65歳未満は60万円、65歳以上は110万円）を超える公的年金等の支給を受ける者。（ただし、給与収入に専従者控除のみなし給与や青色事業専従者給与は含まれません。）

（軽減判定の基準について）

軽減判定については、賦課期日の4月1日（4月2日以降に納付義務が発生した場合はその日）の世帯状況で判定します。事業専従者控除がある人は、控除前の金額で判定します。専従者給与にかかる所得は、基準額に含みません。また、65歳以上（1月1日現在）の人の公的年金等所得は15万円を控除した金額で判定します。土地・建物などにかかる譲渡所得がある場合は、特別控除前の金額で判定します。所得の申告がされていない場合は対象となりません。